

公益社団法人日本眼科医会 国際協力事業助成要綱

(目的)

第1条 公益社団法人日本眼科医会(以下「本会」という。)定款第5条第7項に規定する「医学、医療の国際交流に関する事業」の一環として、主にアジア・太平洋地域において眼科を対象とした国際協力事業を行う団体を助成し、当該地域における失明予防活動、眼科医療の向上、相互間の交流の促進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 主にアジア・太平洋地域において眼科医療の協力・援助事業を継続的に行う組織の確立した国内の団体を対象とする。

- 2 前項の「眼科医療の協力・援助事業」とは、当該国に眼科医を派遣し、実地に眼科診療・医療指導等に当たること、または当該国に対し物的援助を行うことをいい、当該国に対し医学情報を提供すること、国際会議を開催すること等の事業は、原則として含まない。
- 3 第1項の「組織の確立した団体」には、営利を目的とした法人等は含まない。

(助成額)

第3条 助成の限度額は1団体当たり年間50万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、50万円未満とする。

- (1) 経費所用金額が、交付申請の時点で50万円に満たないとき。
- (2) 助成対象が多く、本会の予算額を超過するとき。

(助成対象期間)

第4条 この助成金の対象となる事業は、4月1日から翌年2月20日までの間に実施完了されるものとする。

(申請手続き)

第5条 この助成金の交付を申請する団体は、次の各号に掲げる書類により、実施前年度の10月末日(必着)までに本会会長に申請するものとする。

- (1) 申請書(別紙様式1)
 - (2) 事業計画および参考となる資料
 - (3) 経費所要金額の内訳
- 2 前項の規定にかかわらず、この助成金の交付を受けたことがない団体においては、前項に定める書類のほか、直近の過去3回分の国際協力事業の活動実績が証明できる資料を提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 この助成金について交付の申請があった場合は、助成事業選考委員会において事業の内容等を審査のうえ助成の可否を決定し、本会の常任理事会又は理事会の承認後、3月末日までにその結果を申請団体の代表者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、当該事業の実施の前までに決定額を全額交付する。

(助成対象事業の変更等)

第8条 助成金交付決定を受けた後で助成対象事業の内容変更、遅延、中止等が生じた場合は、速やかにその旨を本会会長に報告するものとする。

(助成金の返戻)

第9条 国際情勢の変化等の理由により、予定していた事業を中止した場合は、助成金を返戻するものとする。

- 2 事業の縮小等により助成金に不要額が生じた場合は、残額を返戻するものとする。

(事業実績報告書)

第 10 条 この助成金の交付を受けて実施した事業が完了した場合は、次の各号に掲げる書類により、事業完了後 1 か月以内に本会会長に報告するものとする。

- (1) 事業実績報告書(別紙様式 2)
- (2) 事業の成果を説明する補足資料
- (3) 経費支出金額の内訳

2 事業の完了日が実施年度の 1 月末日を過ぎる場合においては、前項の規定にかかわらず、2 月末日までに前項に定める書類を提出するものとする。

(附則)

この助成要綱は平成 10 年 10 月 3 日より施行する。

この助成要綱は平成 24 年 4 月 15 日より施行する。

この助成要綱は平成 29 年 4 月 15 日より施行する。

別紙様式 1

見本 年 月 日

公益社団法人 日本眼科医会 会長殿

団体名
代表者氏名 印

公益社団法人日本眼科医会 国際協力事業
助成金の交付申請について

標記について助成要綱第 5 条の規定に基づき、平成_____年度の事業に対する助成金の交付を、下記のとおり申請いたします。

1. 事業名称 _____
2. 事業計画および参考となる資料(別に添付)
3. 助成金申請額 金_____円
4. 経費所要金額 金_____円(内訳は別に添付)
5. 助成金振込先
_____銀行 _____支店 (普通・当座)

別紙様式 2

見本 年 月 日

公益社団法人 日本眼科医会 会長殿

団体名
代表者氏名 印

公益社団法人日本眼科医会 国際協力事業
事業実績報告書の提出について

標記について助成要綱第 10 条の規定に基づき、平成_____年度の事業が完了したことを、下記のとおり報告いたします。

1. 事業名称 _____
2. 事業の成果を説明する補足資料(別に添付)
3. 助成金交付額 金_____円
4. 経費支出金額 金_____円(内訳は別に添付)